

介護職員等の処遇改善について

社会福祉法人 友愛の里
理事長 有住 静子

当法人では、令和6年4月1日からの介護報酬改定に伴い、従前の処遇改善加算（旧3加算）が統合され、「介護職員等処遇改善加算」として、新たに加算を取得することとなります。
賃金以外の処遇改善方法として、以下のとおり取り組んでいます。
また、各事業所で取得する加算の種類及び加算率は下表の通りとなります。

① 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

② 労働環境、処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③ その他

- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・障害を有する者でも働きやすい環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換

事業所	サービス名	介護職員等処遇改善加算 ※（ ）内は加算率
特別養護老人ホーム友愛園	介護福祉施設	加算Ⅱ（13.6%）
友愛園短期入所生活介護事業所	（予防）短期入所生活介護	
特別養護老人ホーム彩葉	介護福祉施設	加算Ⅰ（14.0%）
彩葉短期入所生活介護事業所	（予防）短期入所生活介護	
友愛園デイサービスセンター	通所介護	加算Ⅱ（9.0%）
	第1号通所事業(予防専門通所型サービス)	
友愛園ホームヘルプステーション	訪問介護	加算Ⅰ（24.5%）
	第1号訪問事業（訪問型サービス）	

【介護職員への支給について】

算定対象月：毎年6月～5月

賃金改善実施期間：毎年6月～5月

支給対象者：「介護職員等処遇改善加算」を算定している事業所で、現在処遇改善手当を支給している介護職員、並びにこの度対象者となったその他の職員

支給額

* 処遇改善手当（月額賃金）として、定額を毎月支給する。

（※1）介護職員等処遇改善加算（IV）の加算率に対する2分の1以上

（※2）旧介護職員ベースアップ等支援加算の加算率に対する3分の2以上

* 一時金

介護職員等処遇改善加算による収入が、月額支給額を上回る額を支給する。

※支給額については、経験、技能、勤務成績等を考慮して、各人ごとに決定する。